

組合 Q & A

指名推選制のやり直しは？

指名推選制の選挙で、選挙委員が指名した役員候補が議場で否決された場合、再度、選挙をやり直してもよいか

指名推選制は、役員選挙について、もつとも民主的であるべき無記名投票制に代わる制度です。投票制の煩わしさを避けるのが目的の制度といえます。

指名推選制は無記名投票の例外とされる簡便な選挙方法ですから、民主制を担保するために二つの条件があります。第一が指名推選制を採用することについて全員の同意を得ること、第二が指名された者に対する全員の同意を得ることです。どちらかの関門で一人でも反対者が出れば、無記名投票に戻らなければなりません。

さて、二つ目の関門を突破できない場合、もう一度、第二の関門からやり直すことは許されるのでしょうか。指名推選制の選挙に関する判例（※）を見ながら考えて

見ましよう。（※横浜地裁平成元年一月一九日判決 判例時報一三一九号 一四七頁）

【裁判例】

総会の出席組合員は二〇二名（本人出席一〇九名、委任状出席九三名）でした。この組合には、二二の支部があり、その支部長が理事に就任することになっています。

議長は、役員選挙議案に入り、あらかじめ用意した各支部の支部長の氏名二二名を呼び上げました。呼ばれた者は前に出て、出席組合員から拍手を受けました。これが選挙だというわけです。この間、数名の組合員から「異議あり」の発言があったのですが黙殺されました。

一年ほどたつてから、この役員選挙の無効確認の訴えが起こされました。横浜地裁は、「出席者の拍手も受けており、手続的瑕疵として著しいものとはいえないから、決議が存在しないとまではいえない」と判断しました。また、「決議取消訴訟は可能であるが、すでに決議から一年近く経過している」と取消訴訟の提訴期限三か月以内であれば取り消せたかのように言っています。

この裁判例を参考に、指名推選制のやり直しについて考えて見ました。やり直した場合、誰か訴える者はいるだろうか、訴える者がいたとしても決議無効だろうか、取消しだろうか：とこんなことを考えました。

おそらく、やり直した場合でも、被指名人に対して全員が賛成すれば選挙は有効に成立するでしょう。ただ、有効かもしれないませんが、否決された人たちが晒者にするようでは失礼だから、やらないほうがよいのではないのでしょうか。一人でも反対者がいたら無記名投票に戻すのが賢明な対応だと思います。

ポイント

- ★指名推選制は出席者全員の同意を二重に得る必要がある
- ★選挙のやり直しはやめるべきである

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q：総会・役員選出に関する正誤問題です。

【第1問】総会において、議長は議決に加わる権利を有しないが、採決の結果が可否同数のときは、議長の決するところによる。

【第2問】総会での書面による議決権の行使は、事前通知事項しか認められないが、代理人の場合は事前通知事項以外の議案も議決権行使が認められる。

【第3問】通常総会の招集にあたっては、議案等を示す他、理事会の承認を受けた決算関係書類等を組合員に提供しなければならない。

【第4問】選挙に代わる選任制による役員選出の場合、組合員が行使するのは選挙権ではなく議決権になる。

《解答》【第1問】○【第2問】×（代理人も書面と同じように「あらかじめ通知のあった事項」のみに議決権の行使は限定されている。事前通知のない議案においては、書面・代理人による議決権の行使はできないし、総会の出席者からも除外される。）【第3問】○【第4問】○